

令和 7 年 度 ブロック別監事等研修会資料

「監事監査業務の手法について」

【 目 次 】

I	社会福祉法等の一部を改正する法律	1
II	社会福祉法人制度改革の概要	2
III	理事，監事，会計監査人，評議員と法人との関係	3
IV	監事について	4～9
V	社会福祉法人に対する指導監督の見直しについて	10
VI	指導監査実施結果（令和 6 年度）	11～17

I 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年3月31日成立）

改正の趣旨

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人の経営組織の見直し、事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化、介護人材の確保を推進するための取組の拡充、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し等の措置を講ずること。

主な内容

1 社会福祉法人制度の改革

- (1) 経営組織のガバナンスの強化
 - ☐ 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
 - ☐ 財務会計に係るチェック体制の整備
- (2) 事業運営の透明性の向上
 - ☐ 財務諸表の公表等について法律上明記
- (3) 財務規律の強化
 - ① 適正かつ公正な支出管理の確保
 - ② いわゆる内部留保の明確化
 - ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資
- (4) 地域における公益的な取組を実施する責務
 - ☐ 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める
- (5) 行政の関与の在り方
 - ☐ 所轄庁による指導監督の機能強化
 - ☐ 国・都道府県・市の連携を推進

2 福祉人材の確保の促進

- (1) 介護人材の確保に向けた取組の拡大
- (2) 福祉人材センターの機能強化
- (3) 介護福祉士の国家資格取得方法等による資質の向上等
- (4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

II 社会福祉法人制度改革の概要

目 的

公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

主な内容

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- ① 議決機関としての評議員会を必置
※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
- ② 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- ③ 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- ④ 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

(2) 事業運営の透明性の向上

- ① 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- ② 計算書類、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

(3) 財務規律の強化

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ（社会福祉事業、地域公益事業、その他公益事業の順に検討）等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

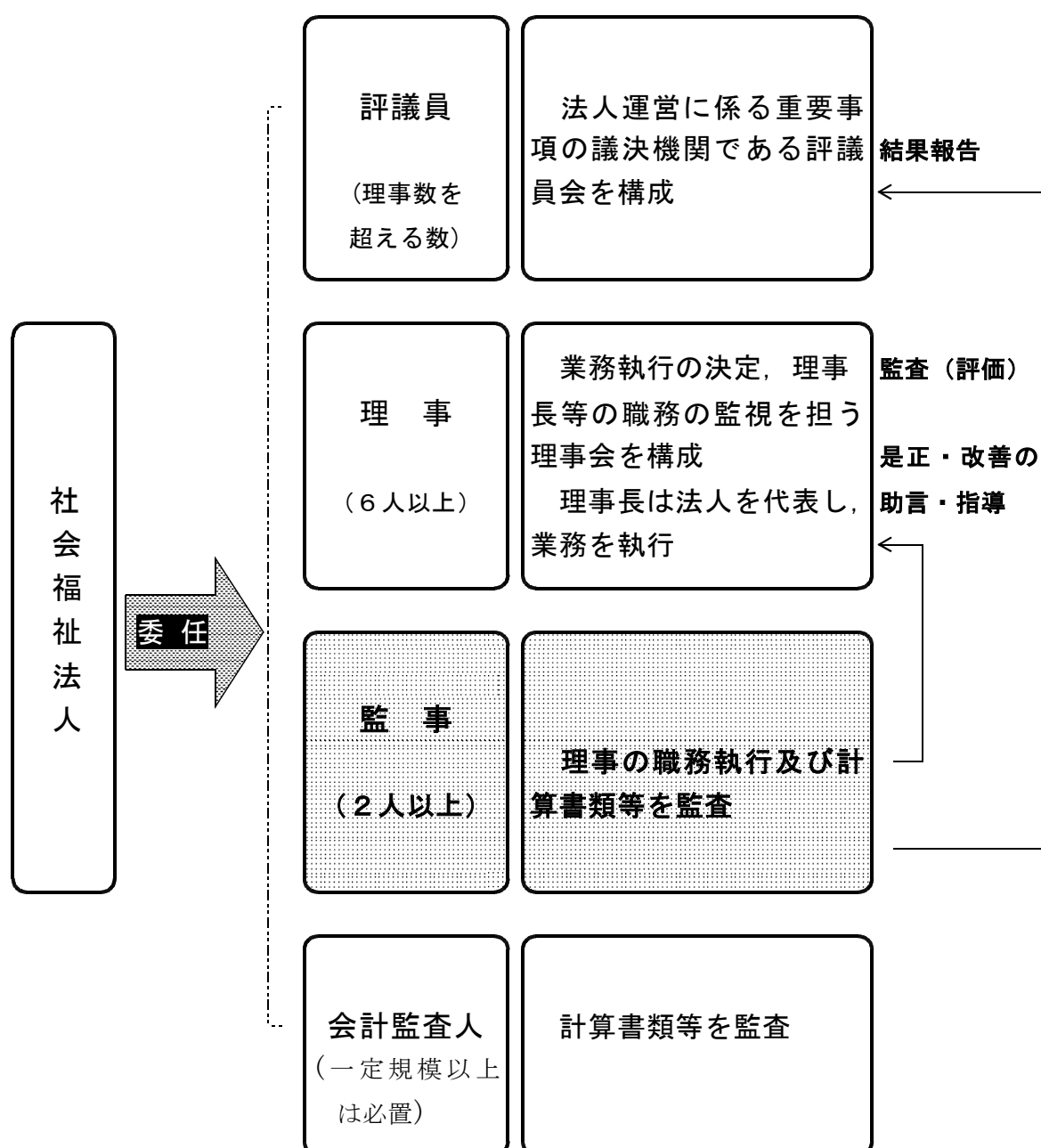
(5) 行政の関与の在り方

- ① 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- ② 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備
- ③ 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

Ⅲ 理事，監事，会計監査人，評議員と法人との関係

ポイント

- ① 法人とその理事，監事，会計監査人及び評議員は，委任の関係にある。（社会福祉法（以下，「法」という。）第38条）
- ② 民法の規定により，委任を受けた者（受任者＝理事・監事・会計監査人・評議員）は，「善良な管理者の注意をもって，委任事務を処理する義務」（＝善管注意義務）を負う。
- ③ このため，理事，監事，会計監査人及び評議員は，常勤・非常勤，報酬の有無にかかわらず，その職責に応じた注意義務をもって職務に当たることが求められる。



※委任を受けた者は**善管注意義務**を負う。

IV 監事について

1 監事の設置（法第36条第1項）

社会福祉法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。

2 監事の員数（法第44条第3項）

監事は2人以上でなければならない。

3 監事の選任及び解任

- ① 役員（理事及び監事）は、評議員会の決議によって選任する。
（法第43条第1項）
- ② 役員（理事及び監事）が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。（法第45条の4第1項）
 - 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- ③ 理事による、監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する監事の同意又は請求については、監事の過半数をもって決定する。
（法第43条第3項（一般法人法第72条第1項））

4 監事の資格等（欠格事由は各役員と同様）

- ① 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
（法第44条第2項）
- ② 監事には、次に掲げる者が含まなければならない。（法第44条第5項）
 - 一 社会福祉事業について識見を有する者
 - 二 財務管理について識見を有する者
- ③ 監事のうちには、各役員の配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と特殊の関係がある者が含まれてはならない。（法第44条第7項）

【参考】

上記4－②－二「財務管理について識見を有する者」については、公認会計士や税理士の資格を有する者が望ましいが、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者等も考えられるが、これらの者に限られるものではない。

【指導監査ガイドライン第I 5(2)3着眼点の注2】

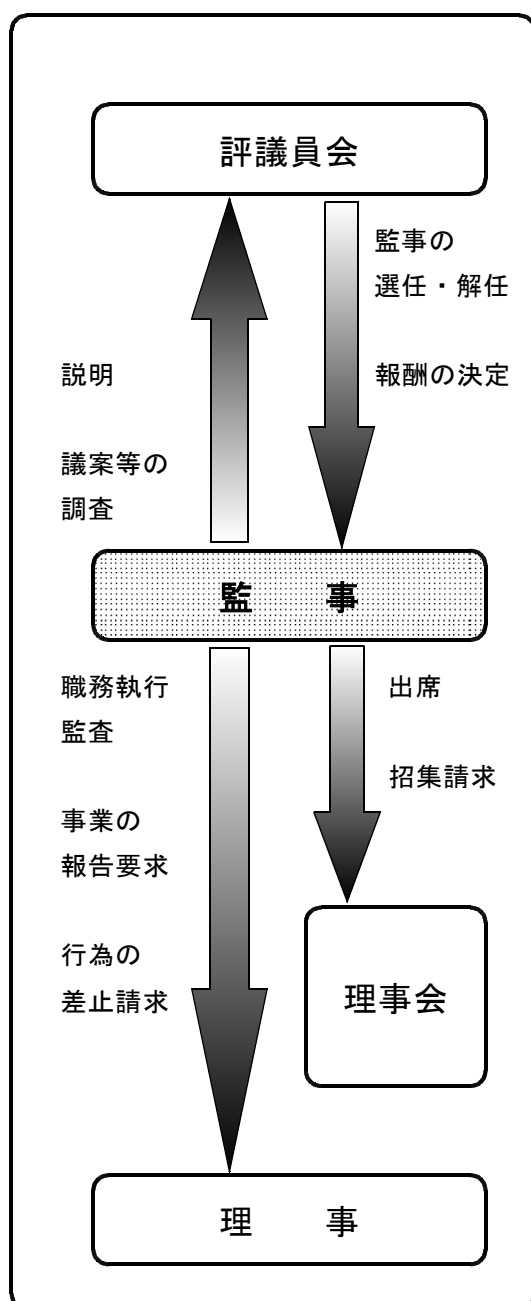
5 監事の任期（法第45条）

- ① 選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。
ただし、定款によって、その任期を短縮することを妨げない。
- ② 監事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。

6 監事の権限等

ポイント

- ① 監事は、理事の職務の執行を監査するために、監事には各種の権限が付与され、また義務が課される。
- ② 監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負う。



【監事の権限（主なもの）】 P6

- ① 理事の職務執行の監査，監査報告の作成
- ② 計算書類等の監査
- ③ 事業の報告要求（理事，職員に対し），業務・財産の状況調査
- ④ 理事会の招集請求
- ⑤ 理事の行為の差止め請求（法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき）
- ⑥ 会計監査人の解任

【監事の義務（主なもの）】 P7

- ① 善管注意義務
- ② 理事会への出席義務
- ③ 理事会への報告義務（理事の不正行為又はそのおそれ，法令・定款違反，著しく不当な事実があるとき）
- ④ 評議員会の議案等の調査・報告義務（報告義務については，法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合）
- ⑤ 評議員会における説明義務

【監事の責任】 P8

- 損害賠償責任，刑事罰等

(1) 監事の権限（主なもの）

- ① 理事の職務執行の監査，監査報告の作成（法第45条の18第1項）
- ② 計算書類等の監査（法第45条の28第1項）
- ③ （理事，職員に対する）事業の報告要求，業務・財産の状況調査（法第45条の18第2項）
- ④ 理事会の招集請求（法第45条の18第3項（一般法人法第101条第2項））
- ⑤ 理事の行為の差止め請求（法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき）（法第45条の18第3項（一般法人法第103条））
- ⑥ 会計監査人の解任（法第45条の5）

【参考】

- 1 監事は，理事の職務の執行を監査し，計算関係書類の監査と事業報告等の監査を行い，その職務の遂行のため，いつでも，理事及び当該社会福祉法人の職員に対し，事業の報告を求め，または，社会福祉法人の業務及び財産の状況を調査することができる。【（①，②）③関係】
- 2 監事は，理事が不正の行為をしたとき，若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき，又は，法令・定款に違反する事実，著しく不当な事実があると認めるときは，理事に対し理事会の招集を請求できる。【④関係】
- 3 その際，当該請求を行った日から5日以内に，その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は，その請求をした監事は，理事会を招集することができる。【④関係】

(2) 監事の義務（主なもの）

① 善管注意義務（民法第644条）

② 理事会への出席義務
（法第45条の18第3項（一般法人法第101条第1項））

③ 理事会への報告義務
（理事の不正行為又はそのおそれ，法令・定款違反，著しく不当な事実があるとき）（法第45条の18第3項（一般法人法第100条））

④ 評議員会の議案等の調査・報告義務
（報告義務については法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合）（法第45条の18第3項（一般法人法第102条））

⑤ 評議員会における説明義務（法第45条の10（一般法人法第190条））

【参考】

1 監事は，理事会に出席し，必要があると認めるときは，意見を述べなければならない。【②関係】

監事が出席することにより，理事会の議論を把握し，理事の業務執行の監督につなげるとともに，理事会において法令・定款に違反する決議や著しく不当な決議等が行われるのを防ぐ趣旨。

2 監事は，「①理事が不正の行為をしたとき」，「②理事が不正の行為をするおそれがあると認めるとき」，「③法令・定款に違反する事実があるとき」，「④著しく不当な事実があるとき」には，その旨を理事会に報告する義務を負う。【③関係】

理事の法令・定款違反等について，理事会による是正を促す趣旨。

3 監事は，理事が評議員会に提出しようとする議案，書類等を調査し，法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは，その結果を評議員会に報告しなければならない。【④関係】

4 監事は，評議員会において，評議員から特定の事項について説明を求められた場合，当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし，当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として省令（規則第2条の14）で定める場合は，この限りでない。【⑤関係】

(3) 監事の責任（主なもの）

- ① 法人に対する損害賠償責任
（その任務を怠ったとき）（法第45条の20第1項）
- ② 第三者に対する損害賠償責任
（その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったとき）
（法第45条の21第1項）
- ③ 第三者に対する損害賠償責任
（監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録をしたとき（ただし、注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。））（法第45条の21第2項）
- ④ 特別背任罪（法第155条，法第156条）
収賄・贈賄罪

7 監事の監査業務

- 計算関係書類の監査（会計処理の状況）
- 事業報告等の監査（事業，業務の執行状況）

8 監事の監査報告

◆ 計算関係書類・財産目録の監査

(1) 会計監査人 非設置法人

監事は、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。（法施行規則第2条の27，第2条の40第2項）

- ① 監事の監査の方法及びその内容
- ② 計算関係書類が当該法人の財産，収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- ③ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ④ 追記情報（会計方針の変更，重要な偶発事象，重要な偶発事象などの事項のうち監事の判断に関して説明を付す必要がある事項，又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項）
- ⑤ 監査報告を作成した日

◆ 計算関係書類・財産目録の監査

(2) 会計監査人 設置法人

監事は、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び会計監査報告並びに財産目録を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。（法施行規則第2条の31、第2条の40第2項）

- ① 監事の監査の方法及びその内容
- ② 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由
- ③ 重要な後発事象
- ④ 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
- ⑤ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ⑥ 監査報告を作成した日

◆ 事業報告等の監査

監事は、事業報告等（事業報告及びその附属明細書）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。（法施行規則第2条の36）

- ① 監事の監査の方法及びその内容
- ② 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- ③ 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- ④ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ⑤ 内部管理体制の整備に関する決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要（監査の範囲に属さないものを除く）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由
- ⑥ 監査報告を作成した日

※監査報告の様式例：「監事の監査報告書の様式例について」（平成30年4月27日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）参照

V 社会福祉法人に対する指導監督の見直しについて

<改正前>

現状と課題

- ① 監査事項に関して、具体的な確認内容や指導監査の基準が示されていないことから、所轄庁の指導が地域により異なる規制や必要以上に厳しい規制（ローカルルール）が存在している。
- ② 地域の多様な福祉ニーズに対応していくためには、法人の自主性・自律性を尊重する必要がある。
- ③ 社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化を図るため、会計監査人監査が導入されるが、所轄庁監査との関係性を整理する必要がある。

+

規制改革(H26.6.24閣議決定)

- 所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。
- 工程表に基づき、監査のガイドラインを平成29年4月に策定するとともに、所轄に対する人材育成のための研修会を実施する。

附帯決議

- ① 指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていることから、所轄庁に対し適切な支援を行う。
- ② 指導監督に係る国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。

<見直しの方向性>

考え方

社会福祉法人に対する指導監督については、ガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、国の基準を明確化（ローカルルールの是正）し、指導監査の効率化・重点化を図る。

対応

① 指導監査要綱の見直し、監査ガイドラインの作成・周知

法令、通知等で明確に定められた事項を原則とし、監査事項の整理・簡素化を図る。

併せて、監査の確認事項や指導監査の基準を明確化したガイドラインを作成し、所轄庁へ通知するとともに法人にも周知を図る。

② 会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化

指導監査要綱の見直しの際、会計監査人監査において確認する会計管理に関する監査事項の重複部分の省略を可能とし、監査の重点化を図る。

③ 監査周期等の見直しによる重点化

前回の監査結果を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化等が図られている等、良好と認められた法人に対する監査の実施周期を延長。

一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる法人に対しては、毎年度監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

④ 監査を担う人材の育成

社会福祉法人に対する指導監査が法定受託事務であることを踏まえ、監査ガイドライン等により、所轄庁職員を育成するためのプログラムを作成し、平成29年度より研修を実施する。

VI 指導監査実施結果（令和 6 年度）

1 指導監査の実施状況

区 分		対象数 A	実施数 B	実施率 B / A
社会福祉法人		159	56	35.2%
社会福祉施設等		1,178	801	68.0%
社会福祉施設 上記以外	老人福祉施設	211	69	32.7%
	障害者(児)福祉施設	108	66	61.1%
	児童福祉施設	444	443	99.7%
	有料老人ホーム	256	79	30.9%
	認可外保育施設 へき地保育所	159	144	90.6%
計		1,337	857	64.1%

※ 社会福祉法人については、概ね 3 年に 1 回の実施

※ 社会福祉施設等については、毎年指導監査を実施することとしているが、老人福祉施設、障害者福祉施設は 3 年に 1 回、有料老人ホームの住宅型及びサ高住は 3 年に 1 回、介護付は 4 年に 1 回、へき地保育所は 2 年に 1 回実施している。

2 文書指摘の概況

区 分		実施数 A	文書指摘 実数 B	文書 指摘率 B / A	文書指摘 延べ件数 C	1 施設 当たり 指摘件数 C / B
社会福祉法人		56	11	19.6%	12	1.1
社会福祉施設等		801	92	11.5%	149	1.6
社会福祉施設 上記以外	老人福祉施設	69	15	13.6%	17	1.1
	障害者(児)福祉施設	66	7	13.2%	11	1.6
	児童福祉施設	443	33	7.4%	42	1.3
	有料老人ホーム	79	15	19.0%	46	3.1
	認可外保育施設 へき地保育所	144	22	15.3%	33	1.5
計		857	103	12.0%	161	1.6

3 社会福祉法人に対する主な文書指摘事項

(1) 【定款】

- ・ 基本財産が定款に記載されていない。
- ・ 直近の定款が、法人のホームページや「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」(WAMNET)に公表されていない。
- ・ 理事会及び評議員会において、定款変更の決議をしているが、所轄庁への変更認可申請がなされていない。
- ・ 定款について、従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供していない。

(2) 【評議員・評議員会】

- ・ 実際に評議員会に参加できない者が評議員に選任されている。
- ・ 評議員会の招集通知を期限までに評議員に発していない。
- ・ 招集通知に記載しなければならない事項が、理事会の決議により定められていない。
- ・ 事業計画及び当初予算について、評議員会の承認を得ていない。
- ・ 評議員会（書面決議）の議事録が作成されていない。

(3) 【理事・理事会】

- ・ 施設を設置している法人において、当該施設の管理者が理事に選任されていない。
- ・ 理事会の招集手続きについて、定められた期間内に通知されていない。
- ・ 理事長が職務の執行の状況を理事会に報告していない。
- ・ 監事が理事会に数回出席していない。
- ・ 理事会の議決が、対面で行なわれていない。

(4) 【評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬】

- ・ 理事の報酬が、報酬等の支給基準に従って支給されていない。
- ・ 理事の報酬について、金額変更の際し、評議員会の承認を受けていない。

(5) 【事業】

- ・ 社会福祉事業の用に供する不動産の借用について、賃借権の設定が行われていない。

(6) 【会計管理】

①会計の原則

- ・資金の繰替使用について、年度内に精算が行われていない。
- ・各拠点毎に仕訳日記帳が作成されていない。
- ・入所者預り金の事務について、要領に基づいた処理が行われていない。

②規程・体制

- ・経理規程が遵守されていない。
- ・預金通帳等と預金届出印の鍵の管理者が同一人で、別々に管理されていない。

③会計処理

- ・注記に係る勘定科目と金額が計算書類と不整合

(7) 【管理（その他）】

- ・登記事項を期限までに登記していない。
- ・公印が押印決裁を経ずに使用されている。
- ・重要な契約について、理事会の承認を得ていない。
- ・随意契約が、一般的な基準に照らし合わせて適正に行われていない。
- ・パート職員採用時に、健康診断を実施していない。
- ・入札額が予定価格に達していないまま、再入札を行なうなど適正な入札手続きを実施していない。

4 社会福祉施設等に対する主な文書指摘事項

(1) 老人福祉施設に対する文書指摘事項

※老人福祉施設：特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

①【基本事項】

- ・看護職員について、常勤換算方法で3以上配置する必要があるが、基準を満たしていない。
- ・機能訓練指導員や栄養士、ユニットリーダーが配置されていない。

②【職員処遇】

- ・給与規程について、手当が変更されているにも関わらず、規程を改正しないまま運用されている。

③【入所者処遇】

- ・身体拘束等の適正化委員会を3月に1回以上開催していない。また、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図っていない。
- ・入所者の入浴について、一週間に2回以上の入浴、又は清しきを行っていない。

④【預り金等】

- ・入所者預り金について、適切な管理がなされていない。

⑤【給食】

- ・検便が毎月実施されていない職員がいる。

⑥【非常災害対策】

- ・消火訓練及び避難訓練が法令等に基づく必要回数実施されていない。
- ・消防計画の策定・更新が行われていない。
- ・消防計画の所轄消防署への変更・届出がなされていない。
- ・感染症に係る業務継続計画を策定していない。
- ・防災訓練について、夜間又は夜間想定訓練を年1回以上実施していない。
- ・職員に対し、業務継続計画について周知していない。
- ・業務継続計画について、必要な研修及び訓練を実施していない。

⑦【会計管理】

- ・特別養護老人ホームからの資金繰入について、繰入に関する制限が遵守されていない。
- ・随意契約について、契約締結に係る書面での決裁が行われていない。また、100万円を超える契約について、契約書でなく請書が作成されている。
- ・重要な契約について、理事会で議決がなされていない。

(2)障害者（児）施設に対する文書指摘事項

※障害者（児）施設：児童発達支援センター、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

①【基本事項】

- ・職員の配置基準に基づく定数が満たされていない。
- ・福祉型児童発達支援センターにおいて嘱託医が未配置。
- ・虐待防止対策について、具体的な対策が講じられていない。

②【職員処遇】

- ・給与規程について、給料表、初任給格付基準（前歴換算基準）、級別標準及び職務基準の整備がなされていない。

③【入所者処遇】

- ・入所時の健康診断、1年に2回の定期の健康診断及び臨時の健康診断が、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行われていない。
- ・人権擁護に関する取り組みについて、研修等がなされていない。
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が設置されていない。

④【預り金等】

- ・預金通帳等と通帳等印の管理について、各保管責任者が同一人で、別々の保管責任者を定めていない。

⑤【給食】

- ・調理員の検便が毎月実施されていない。

⑥【非常災害対策等】

- ・消火訓練及び避難訓練が実施されていない月がある。

⑦【会計管理】

- ・障害者支援施設において、当期資金収支差額合計に資金不足があるにもかかわらず、法人本部への繰入れを行っている。
- ・契約の執行伺いに、予算見込額、履行期間の記載がない。
- ・100万円以上の契約について、契約書を徴取していない。

（3）児童福祉施設（障害児施設以外）に対する指摘事項

※児童福祉施設：助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所等（保育所型認定こども園含む）、
幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、
児童家庭支援センター

①【基本事項】

- ・ 保育士が児童福祉施設最低基準に規定する配置基準を満たしていない。
- ・ 朝夕の時間帯に保育士等が2人以上配置されていない日がある。
- ・ 建物等の規模及び構造に変更がある場合に、変更届出書が提出されていない。
- ・ 保育室について、児童1人当たりの基準面積を満たしていない。
- ・ 幼保連携型認定こども園において、学校薬剤師が配置されていない。

②【職員処遇】

- ・ 超過勤務手当について、規程と支給実態が不整合
- ・ 新規採用職員の採用時の健康診断及び職員の定期健康診断を実施していない者がいる。
- ・ 衛生推進者を選任していない。
- ・ 時間外勤務命令簿を作成していない。
- ・ 時間外勤務手当について、給与規程どおりの支給がなされていない。

③【入所者処遇】

- ・ 入所時の健康診断が実施されていない者や定期健康診断を年2回受けていない者がいる。
- ・ 児童の権利擁護（虐待、ネグレクト等）に関する職員研修が未実施
- ・ 幼保連携型認定こども園における設置者の運営状況評価が未実施

④【給食】

- ・ 調理従事者の検便が毎月実施されていない。

⑤【建物等の設備】

- ・ 建物の改修工事を行なっているので、実態に合わせて児童福祉施設変更届出書を県の所轄課へ提出すること。
- ・ 部屋の目的外使用があるので、実態に合わせて児童福祉施設変更届出書を県の所轄課へ提出すること。

⑥【非常災害対策】

- ・ 消防計画の変更・届出が行われていない。
- ・ 消防設備について、機器点検が6か月毎に行われていない。
- ・ 消火訓練及び避難訓練が毎月実施されていない。

⑦【会計管理】

- ・子育て支援事業及び保育所等にかかる弾力運用の対象となる経費が、委託費の3か月分の範囲内となっていない。
- ・保育所において、各種積立資産への積立支出と当期資金収支差額の合計額が、事業活動収入計の5%相当額を上回っている。
- ・経理等通知の別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所等にかかる経費(小計A(別表2))が、改善基礎分加算額相当額の範囲内となっていない。
- ・翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の30%を超えている。
- ・契約に際しての諸手続について、書面による決裁を受けていない。